

ALL ABIKO Athletics Club 規程



- 第1条 千葉県我孫子市に ALL ABIKO Athletics Club 「TEAM 陸上くん Sprint 塾」を置く
以下「AAAC」（トリプルエー）と略す
- 第2条 AAAC は、千葉県内における陸上競技の普及発展とともに、未来ある青少年の健全な育成と自律型人材の育成を目的とする
- 第3条 AAAC は、前条の目的を達成するために次の事業を行う
- (1) 千葉県陸上競技協会に加盟する
 - (2) 陸上競技に対する諸計画を実施し、その技術を指導する
 - (3) 青少年スポーツにおける健康、体力、安全指導を実施する
 - (4) 陸上競技会及び陸上競技の講習会、強化練習会の参加及び事業を行う
 - (5) その他、クラブの目的を達成するために必要な事業を行う
- 第4条 AAAC に代表 1 名を置く
- 2 代表は、AAAC 事務局を統括し、運営にあたる
 - 3 代表はクラブ指導者の中から互選する
 - 4 代表の任期は 2 年とする ただし、再任を妨げない
- 第5条 AAAC に副代表を若干名置くことができる
- 2 副代表は、代表を補佐し代表に事故があるときは代表の職務を代行する
 - 3 副代表は、代表がこれを委嘱する
- 第6条 AAAC にコーチを置くことができる
- 2 コーチは必要に応じて代表が委嘱する
 - 3 コーチは必要に応じて全員の指導にあたる
- 第7条 AAAC にアドバイザーを置くことができる
- 2 アドバイザーは代表が委嘱する
 - 3 アドバイザーは、クラブに対して必要に応じて助言できる
- 第8条 AAAC の事業を推進するためにクラブハウスを置く
- 2 クラブハウスに関する事項は、別に定める
- 第9条 AAAC の運営費は、原則として会員の保護者支弁とする
- 2 AAAC の事業に対する助成金、補助金、寄付金はクラブ予算に編入した上で、特定された目的に従って AAAC の事業にあてることができる
- 第10条 この規定の改正は、代表が AAAC 特別運営委員会を設け同意を必要とする
- 附 則 この規定は 2023 年 4 月 1 日から施行する